

令和7年和光市農業委員会12月総会会議録

和光市農業委員会

令和7年和光市農業委員会12月総会日程

令和7年12月25日（木曜日）午前10時00分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 6番 小寺淳一委員 7番 吉田成実委員

日程第4 提出議案 議案第16号 農地法第3条許可申請について

日程第5 協議事項 ①令和8年和光市農業委員会1月総会の日程について

②農地利用状況調査の実施体制について

③その他

日程第6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第7 閉 会 午前10時30分

出席委員（10名）

1番	新坂篤司君	2番	富岡和樹君
3番	富岡浩之君	4番	本多修君
5番	成田真理子君	6番	小寺淳一君
7番	吉田成実君	8番	田中和巳君
10番	井口俊彦君	11番	浪間兼三君

欠席委員（1名）

9番 富澤孝子君

◎開会

◎開議

○事務局（高橋） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和7年和光市農業委員会12月総会を開会いたします。

富澤孝子委員から、本日は欠席の連絡をいただいております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

○新坂会長 皆さん、おはようございます。

早いもので、今年もあと残すところ僅かとなりました。僅かといいますと、私たちの任期も、あと残すところ半年余りとなりますけれども、当初は私、なかなか会長職に不慣れで至らないところもたくさんありましたが、皆様のご協力、ご理解のおかげで、何とかここまでやってくることができました。本当にありがとうございます。残りの任期も、皆さんと一緒に気を引き締めて頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、令和7年和光市農業委員会12月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、6番、小寺委員、7番、吉田委員を指名します。

◎提出議案

議案第16号 農地法第3条許可申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

議案第16号 農地法第3条許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） それでは、議案第16号、議案書の1ページ目をご覧ください。

議案第16号 農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市下新倉二丁目**番**号、Aさん。譲渡人、和光市下新倉二丁目**番**号、Bさん。

譲受人の経営状況、畑7,587.2平方メートル。土地表示、下新倉六丁目**番。登記簿地目、田んぼ、現況は畑、面積528平方メートル。

目的は、将来の農家相続を踏まえ生前贈与することで、譲受人及び譲渡人との間で合意に達したためとなっています。

農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっていますので、農業委員会の判断が最終的な判定となります。

本案件は、市内農家のBさんの所有している農地を息子のAさんに譲り渡すもので、将来の相続を見据えて生前贈与をするための申請となります。

許可要件との整合性についてですが、まず譲受人が所有している全ての農地を効果的に利用しているかにつきましては、Bさんが所有されている市内の農地を吉田委員にご確認をいただいております。

申請地の写真として資料1、議案第16号現況写真をご覧ください。

写真1が申請地、写真2、3、4が耕作地となります。

農機具の保有状況としましては、トラクター1台、耕運機1台、噴霧器1台などを保有しております。

農業の技術面につきましては、Aさんご自身が農業従事歴14年、父のBさんが50年となっています。

労働力としましては、譲受人のAさんは年間従事日数60日、父のBさんが300日、母のCさんが120日、姉のDさんが30日となっており、世帯として510日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件については、世帯として年間150日以上従事することとなっているため、要件は満たしております。

最後に、地域との調和要件ですが、今回は生前贈与による家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的、総合的な利用には支障は無い見込みです。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているか、ご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちらは、7番、吉田委員に現地確認をいただいておりますので、吉田委員から現地確認の報告をお願いします。

○吉田委員 18日の日に、一通り農地を確認をしてきました。計画的に全部作付されていると思います。問題無いと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

議案第16号につきまして、許可ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

◎協議事項

①令和8年和光市農業委員会1月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、次第の5番、協議事項に移ります。

協議事項①令和8年和光市農業委員会1月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(大久保) 協議事項①令和8年和光市農業委員会1月総会の日程についてですが、1月23日金曜日午後4時からを提案させていただきます。場所は、ここ同じく3階第1委員会室を確保しています。

なお、2月総会につきましては、2月24日火曜日午前10時の開催を予定しており、現在のところ、また同じく、こちらの第1委員会室を確保しています。ご協議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 1月総会の日程ですが、1月23日金曜日の午後4時からということですが、皆様、ご都合はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

では、1月23日金曜日の午後4時から、場所は第1委員会室でお願いします。

また、2月につきましては、2月24日火曜日の午前10時の予定とのことですが、現時点で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、そのような日程でお願いいたします。

◎協議事項

②農地利用状況調査の実施体制について

○新坂議長 続きまして、協議事項②農地利用状況調査の実施体制について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 協議事項②農地利用状況調査の実施体制について説明いたします。

こちらは毎年実施している調査で、農地法第30条第1項の「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない」という規定に基づいて実施するものです。

調査方法としましては、事務局が事前に市内を回り、管理が適正でないと思われる農地を選定しますので、農業委員の皆さんがピックアップした農地を実際に見て回り、改善指導が必要かどうか判断していただきます。

判断の基準につきましては、資料2をご覧ください。

農地の利用状況を判定するには、まず農地区分といたしまして、市街化区域内にあるか、市街化調整区域内にあるかを判断していただきます。また、生産緑地であるか、納税猶予の対象農地であるかといった条件を基に、それぞれ点数を設けていただき、一定以上の点数になったものが改善指導が必要な農地ということになります。

次のページには、もう一つの判断基準としまして、管理区分があります。農地に雑草を生やしてしまっているその場合、生え具合によって判定の点数が変わります。まばらに繁茂している状態では判定Aで2点、足首以下程度に繁茂しているときは判定Bで3点、腰丈以下ぐらいまで繁茂しているときは判定C、4点など、写真で示しているように、それぞれの状況によって判定していただきます。

3ページを見ていただきますと、そのほかの加点要素として、連続して指導対象となっているか、隣地農地があるか、前回調査後に整地されたことがあるかといった点で加点されます。

最後に4ページです。

これらの合計点数をもって4段階判定します。0点であれば指導無し、1点から3点の場合は保留とし、次回の調査の状況を見て判断することとなります。4点から5点の場合は指導対象となり、6点以上は強めの指導を行うという形になりますが、最終的には点数だけではなく、様々な状況等もありますので、1月の総会で指導が必要かどうかご審議いただきます。

調査日は1月19日、20日とし、現場確認の方法については、事務局で車を出しますので、3から4名ずつ同乗いただき、一緒に現地を回るとい形になります。

1月総会で調整区域の農地転用案件がある見込みのため、同時に現場確認も検討しています。

資料2の最後のページをご覧ください。

議席番号順ではなく前回調査時の順番で振り分けましたので、ご都合のつかない方は入れ替えるなどしていただき、全員が参加できるようにしてください。所要時間は2時間程度です。この2日間でご都合がつかない場合は、これ以外の日程で対応いたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かご意見、ご質問はありますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

では、日程など都合が悪くなったら事務局のほうに連絡をお願いします。

◎協議事項

③その他について

○新坂議長 続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） その他については、特にありません。

以上です。

○新坂議長 では、協議事項は以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 議案書の4ページから7ページの会長専決について、ご覧ください。

今回なんですけれども、これまで農地、それから写真、土地の表示などがそれぞれ独立した形を取っておりましたが、1枚の紙で見やすいほうがよろしいかと思ひまして、このように一体型とさせていただきましたので、申し上げます。

それでは、今回の会長専決は、4条届出が1件、5条届出が3件となっており、現地の状況、現況写真をご確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

皆さん、今ご覧いただいておりますが、何か気になったこと、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしいでしょうか。

では、会長専決は以上といたします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 今月の活動の共通事項については、本日の農業委員会12月総会となります。そのほか個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方はその旨ご記入ください。
説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をしてください。

（発言する者なし）

○新坂議長 大丈夫でしょうか。

12月8日、共進会の会議がありまして、来年度の共進会の会長からホワイエが使えなくなるということで、どこにしようかという話が議題に上がったんですけれども、なかなかその場ではまとまらず、もう一度、例年ですと共進会の会議が9月なんですけれども、その前の5月に一度会議を開いて、その場でもう一度話し合っ、場所を決めようということになり

ました。皆さんの中で何かいい案がありましたら、事務局のほうに連絡していただけたらと思います。

では、共進会からの報告は以上とします。

ほかに委員さんからの報告がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(大久保) 諸報告③その他ですが、1点ございます。

資料3の農家だよりについてです。

ただいま会長からもお話がありましたが、12月8日に開催されました共進会実行委員会第2回についての記事、それから、来年度になります。次期農業委員の応募、推薦についての記事が掲載されております。こちらご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様から全体を通して何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

◎閉会

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上となります。

本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年和光市農業委員会12月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前10時 分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員